

新 規 開 業 認 定 申 請 書				
長野県 地域振興局長 殿 (商工観光課 扱い)				年 月 日
〒 事務所の所在地 法 人 の 名 称 代 表 者 氏 名 (電話番号) (電子メールアドレス)				
創業及び障害者の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例第2条第2項の規定により、認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 記				
法人の 設立者等	住所 (所在地)			
	氏名 (名称)		法人での 役職名	
新規開業時の資本金の額 又は出資金の額		円	新規開業日	年 月 日
出資金の内訳	出資者氏名(名称)	出資金の額	事業年度	月 日から 月 日まで
		円		
		円		
		円	常時雇用労働者数	人
		円	短期雇用労働者数	人
事 業 内 容 (新規開業をした日の 属する事業年度に おける事業内容を具 体的に記入してくだ さい。)				
県外における主たる事務所又は事業所の所在地及び名称		所在地		
		名称		

- (注) 1 「法人での役職名」欄は、個人が県内に主たる事務所等を有する法人を設立した場合に記入してください。
- 2 「新規開業」とは、県内に事務所等を有しない法人又は個人が県内に主たる事務所等を有する法人を設立した場合にはその設立を、県内に事務所等を有しない法人が県内に主たる事務所等を設置した場合にはその設置をいいます。
- 3 「常時雇用労働者数」とは、雇用保険の被保険者である常時雇用する労働者をいいます。
- 4 「短期雇用労働者数」とは、雇用する労働者のうち、常時雇用労働者以外のものをいいます。
- 5 「県外における主たる事務所又は事業所の所在地及び名称」欄には、県内における法人の設立又は事務所の設置前に県外で行っていた事業に係る主たる事務所又は事業所の所在地及び名称を記入してください。

添付書類確認チェックリスト（新規開業）

法人名

添付したものに☑をしてください

	必 要 書 類	対 象 者				
		県外法人 による新設	県外法人 による移転	県外者 による新設		
1	定款の写し 【条例施行規則第2条第2項第1号】	☐ (注1)	☐	☐ (注2)		
2	法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書） （発行から3ヵ月以内、写し可） ※開業時の資本金等の額が 1000 万円以下であること 【条例施行規則第2条第2項第1号】	☐	☐ (注3)	☐ (注4)		
3	新規開業に伴う新規県内雇用者が1名以上（1週の所定労働時間が 30 時間以上）であることを証する以下のすべての書類 ・労働者名簿の写し ・雇用保険被保険者証等の写し ・社会保険の保険料納入告知額・領収済額通知書等の写し【条例施行規則第2条第2項第2号】	☐				
4	代表権を有する役員が県外法人の役員又は従業員であったことを証する書類 (例) 県外法人の登記事項証明書、源泉徴収票の写し 等 【条例施行規則第2条第2項第4号】	☐	—			
5	県外において事業を行う個人であった事実を証する書類 (例) 直近の確定申告書の控えの写し 等 【条例施行規則第2条第2項第3号】	—	☐			
6	住民票の写し ※事業を行う個人が県外から県内に住所移転していること 【条例施行規則第2条第2項第3号】	—	☐			
7	長野県内に主たる事務所を有することを証する書類 (例) 不動産登記事項証明書、賃貸借契約書の写し 【条例施行規則第2条第2項第4号】	☐				
8	誓約書 ※暴力団員又は暴力団関係者でないこと ※他の法人等の事業(営業)譲渡、フランチャイズ事業による新規開業ではないこと ※新規開業時に県内法人や県内者からの出資がないこと ※新規開業の日前に県内に事務所等を有していないこと 【条例施行規則第2条第2項第4号】	☐				
9	事業実施に必要な許認可等を有していること (例) 事業実施に必要な許認可通知の写し 【条例施行規則第2条第2項第4号】	☐ 該当者のみ				
10	地域振興局長が必要と認める書類 (例) 事業実施に必要な許認可通知の写し、その他ヒアリング等により必要と判断した書類(県内での事業実態が確認できる書類 等) 【条例施行規則第2条第2項第4号】	☐ 該当者のみ				

(注1) 県外者の出資割合が 100%であり、かつ県外法人(発起人)の出資割合が 50%を超えていること

(注2) 県外者の出資割合が 100%であり、かつ県外で事業を営む個人が発起人であること

(注3) 移転の際に県内個人や県内法人から増資を受けていないこと

(注4) 当該個人が設立法人の代表権を有する役員(代表取締役、代表社員)であること